○海上保安庁告示第三百六十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十二月二十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　室蘭港南防波堤灯台
位置
所在地　北海道室蘭港第二区（南防波堤外端）
北緯　四二―二一―〇二
東経　一四〇―五七―〇一
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
変更年月日　平成二十一年十一月十日

名称　飛島南灯台
位置
所在地　山形県酒田市（飛島南西端）
北緯　三九―一一―〇九
東経　一三九―三二―二八
変更した事項
光度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで七・四メートル　平均水面上から灯火まで二八メートル
変更年月日　平成二十一年十一月十日

名称　羽後本荘港防波堤灯台
位置
所在地　秋田県本荘港（防波堤外端）
北緯　三九―二三―二九
東経　一四〇―〇〇―三五
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　平成二十一年十一月十日

名称　音部港北防波堤灯台
位置
所在地　岩手県宮古市（音部港北防波堤外端）
北緯　三九―三六―〇一
東経　一四二―〇一―四五
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで六・五メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　平成二十一年十一月十日

名称　重茂港北防波堤灯台
位置
所在地　岩手県宮古市（重茂港北防波堤外端）
北緯　三九―三四―三五
東経　一四二―〇一―五六
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十一年十一月十日

名称　東京東防波堤灯台
位置
所在地　京浜港東京区（東防波堤外端）
北緯　三五―三六―四三
東経　一三九―四九―四一
変更した事項
光度　五九〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
記事　削除
変更年月日　平成二十一年十一月十日

名称　浦安沖灯標
位置
所在地　東京東防波堤灯台（京浜港東京区）の東方約六・〇キロメートル
北緯　三五―三六―四六
東経　一三九―五三―四一
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで六・四メートル　平均水面上から灯火まで八・〇メートル
変更年月日　平成二十一年十一月十日

名称　小磯灯標
位置
所在地　金ケ埼（香川県小豆郡小豆島町）の東南東方約一・九キロメートル
北緯　三四―三三―二五
東経　一三四―二三―〇六
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十一年十一月十日

名称　萩相島灯台
位置
所在地　山口県萩市（相島見島埼）
北緯　三四―三一―〇〇
東経　一三一―一六―三四
変更した事項
灯質　群閃白光　毎六秒に二閃光
光度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十一年十一月十日

名称　佐渡長手岬灯台
位置
所在地　新潟県佐渡市（長手岬）
北緯　三七―五八―五九
東経　一三八―一三―三七
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・一メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　平成二十一年十一月十日

名称　金武中城港石川火力発電第三号灯浮標
位置
所在地　沖縄県金武中城港（伊計島灯台の西方約一六キロメートル）
北緯　二六―二五―三三
東経　一二七―五〇―三四
変更した事項
光度　実効光度二〇カンデラ
光達距離　三・〇海里
変更年月日　平成二十一年十一月十日

名称　金武中城港石川火力発電第四号灯浮標
位置
所在地　沖縄県金武中城港（伊計島灯台の西方約一六キロメートル）
北緯　二六―二五―三四
東経　一二七―五〇―三七
変更した事項
光度　実効光度二〇カンデラ
光達距離　三・〇海里
変更年月日　平成二十一年十一月十日

○環境省告示第八十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第七項第四号及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号）第二条本文の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する期間を次のように定める。

平成二十一年十二月二十四日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　区域

小笠原群島特別保護地区のうち、東京都小笠原村父島字扇浦三〇番一、同三〇番二、同三一番一、同三三番五、同三三番六、同三三番七、同三三番八、同三三番九、同六一番、同六二番、同六三番、同六四番一、同六五番、同六六番、同六八番一（字二子三番一と同四番一及び字扇浦六九番との接点から字扇浦三〇番一の南端を最短距離で結ぶ直線より北の区域に限る。）、同七〇番、同七一番、同七二番、同七三番、同七五番、同七六番及び同七七番並びに字二子四番一（字二子三番一と字扇浦六九番との境界線の延長線より北の区域に限る。）及び字二子三〇番（字扇浦七三番の北西端と南西端を結ぶ直線の延長線より北東の区域に限る。）の区域

二　指定期間

平成二十一年十二月二十四日から平成三十一年十月三十一日までの各年の十二月一日から翌年六月三十日まで